

事 務 連 絡  
平成30年11月1日

各 社会福祉施設 施設長・管理者 殿

宮崎市介護保険課長  
( 公 印 省 略 )

社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について

昨今の平成30年7月豪雨、平成30年台風21・24号、平成30年北海道胆振東部地震等の災害においては、大規模な停電や断水、食料不足等が発生し、社会福祉施設等におけるライフライン等の確保について、改めて課題が顕在化しました。

社会福祉施設等においては、高齢者の日常生活上の支援が必要な者が多数利用していることから、ライフライン等が長期間寸断され、サービス提供の維持が困難となった場合、利用者の生命・身体に著しい影響を及ぼすおそれがあります。このため、平時の段階から、災害時にあってもサービス提供が維持できるよう、社会福祉施設等の事業継続に必要な対策を講じることが重要です。

今般の被害状況を踏まえ、厚生労働省が社会福祉施設等について、今一度点検すべき事項(例)を別添1のとおり取りまとめましたので、各施設において自主点検を行い、今後必要とされる対策について今一度ご確認いただきますようお願いいたします。

**【点検対象施設】**

老人短期入所施設、特別養護老人ホーム、認知症対応型共同生活介護事業所(認知症高齢者グループホーム)、介護老人保健施設、介護医療院、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護支援事業所、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅